

東京地方裁判所委員会（第4回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

- 1 日時
平成16年9月28日（火）15:00～17:00
- 2 場所
東京地方裁判所第1会議室（9階）
- 3 出席者
（委員）青木俊一，池田耕平，大谷禎男，岡久幸治，小野正典，唐津恵一，北村敬子，小粥節子，齋藤喜好，坂井文雄，高木國雄，高木敬五，田村浩子，永井紀昭，橋本和夫，畠中薫里，丸山陽子，保田眞紀子，我妻学，和久井良一，渡辺雅昭（敬称略）
（事務局）原田伸一東京地裁事務局長，勝野鴻志郎東京地裁民事首席書記官，小嶋良保東京地裁刑事首席書記官，羽山秀樹東京簡裁事務部長，森田正則東京地裁総務課長，中園敬東京地裁総務課課長補佐，山田雅彦東京地裁総務課庶務第一係長
（説明者）安田慶一郎東京第一検察審査会事務局長
- 4 議題
（1）「簡裁の民事」について，意見交換の続き
（2）「裁判員制度」について
- 5 配布資料
資料1 「裁判員制度が導入されることとなった経緯」
資料2 通常時事件と裁判員の参加する事件の手続の流れ
資料3-1 刑事事件の概況
-2 刑事事件の概況（東京地方裁判所）
資料4 裁判員選任手続きの概要
資料5-1 裁判員の職務の内容など
-2 裁判員の資格に関する事項
資料6 諸外国の陪審制度・参審制度の概要
資料7-1-1 平成15年裁判員制度対象事件の審理期間と開廷回数
-2 平成15年裁判員制度対象事件の審理期間と開廷回数（東京地方裁判所）
-2 平成15年裁判員制度対象事件の審理期間別終局事件数
-3 平成15年裁判員制度対象事件の開廷回数別終局事件数
-4 平成15年裁判員制度対象事件の地方裁判所管内別終局事件数
資料8 裁判員制度施行までのスケジュールのイメージ
資料9-1 平成16年度裁判員制度広報のアイデア
-2 平成17年度裁判員制度広報のアイデア
資料10 「裁判員制度」広報に関する検討の態勢
資料11 国民の裁判員制度に対する意識
資料12 リーフレット「はじめまして 裁判員制度」
資料13 リーフレット「裁判員制度が始まります」
（当日追加資料）
・司法の窓・裁判員制度特集号
・リーフレット「平成21年5月までに裁判員制度が始まります！」
・「法の日」記念行事の案内
- 6 議事
（1）裁判員用模擬法廷の見学
裁判員制度用の模擬法廷である東京高裁806号法廷を見学し，池田委員から説明を加えた。
（2）開会の言葉
（3）委員交代の報告及び新任委員の自己紹介
委員長から，次のとおり委員の交代について報告し，橋本委員から自己紹介があった。また，交代後，初めての出席となった高木敬五委員からも自己紹介があった。
満田明彦委員→橋本和夫委員（東京地方裁判所八王子支部長）
（4）「裁判員制度」について（説明及び意見交換）

「裁判員制度」について、池田委員から概要の説明の後、意見交換を行った。説明及び意見交換の要旨は以下のとおり。

【説明及び意見交換要旨（発言者の表示＝●：委員長，○：委員，▲説明者）】

- ：ただいま見ていただいた法廷については、実験的なものであり、決まったというものではない。なお、検討を要するものであるということで御理解をいただきたい。

それでは、まず裁判所の委員から、資料に基づいて、裁判員制度の概況について若干の説明をする。

- ：裁判員制度が導入されることになった経緯について（配布資料1）。裁判員制度の導入に関する動きは、平成11年7月に、内閣に司法制度改革審議会という司法全体にわたる改革の審議会が作られたことに始まる。約2年間、司法に関する各種改革の審議がされたが、その結果として平成13年6月に審議会から出された意見書の中に、その三本柱の1つに「国民の司法参加」ということが掲げられ、そこに書いてあるような、「国民の主体的参加を得て、特に刑事裁判手続において、国民が裁判官とともに、裁判の判決、決定に、主体的に実質的に関与する」ということが提言された。

この提言を受けて、その年の11月に司法制度改革推進法が成立し、12月には内閣に司法制度改革推進本部が設置された。この司法制度改革推進本部の中の裁判員制度検討会で、陪審員的なものか、ヨーロッパ型の参審員制度がいいのかといったことから始まって、いろいろな議論を経た上で、今回の裁判員制度の案が成果として出された。そして、今年の3月2日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法案」が国会に提出された。これに国会で若干の修正が加えられて、現在の法案の骨格となるものが出され、今国会の5月21日、衆参両方全員一致で可決、5月28日に法律が公布となった。

裁判員制度の意義について（配布資料1の2枚目）。国会での審議の結果として、「国民が裁判官とともに刑事裁判に関与することは、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものである。すなわち、裁判員制度の意義は、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることにより、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基礎を得ることができるようになることにある」とされた。

なお、施行は、公布の日から5年以内の政令で定める日とされているので、平成21年の5月までには実施されるということになっている。したがって、準備期間があと4年数カ月ということになる。

制度の内容について（配布資料2）。通常裁判と裁判員裁判の事件の流れを比較したときに、大きく違うところは、当然、裁判官と裁判員という形で、裁判する立場の方に二者が入るということである。そして、それを前提として、まず入り口のところで、起訴がされた後に事前の準備手続を必ず行い、その上で裁判員を選任をするという手続が、従来の手続に新しくつけ加えられた。実際に法廷で審理する場面においては、随分、工夫していかなければならないと思われるが、今までやっていた刑事裁判の骨格はそれほど変わるわけではない。ただ、最終的な判断に至る評議の過程に裁判員も参加し、事実認定・量刑等について、それぞれ1票を持った形で参加をして、判決宣告に至るということになっている。

ところで、本日、追加配布した「平成21年から裁判員制度がはじまります！」というパンフレット（以下「パンフレット」という。）は、法曹三者が協同で作成したもので、これが比較的ポイントが分かりやすいので、これと対比しながら説明する。

国民が裁判に参加する制度というものは、パンフレットの3ページにあるとおり、欧米の幾つかの国、「アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア」では既に行われている。それぞれの国の制度の対比を整理した資料（配布資料6）があるが、アメリカは陪審員制度を採っており、大陸の3か国はいわゆる参審員という制度を採っている。日本の制度を比較すると、大陸のフランス、イタリア、ドイツの形に似ていると思われる。アメリカの場合には陪審員制度で、裁判官1人に陪審員12名。フランスの場合には裁判官が3人に参審員9名。イタリアが2名と6名。ドイツはその地区によって違うが、参審員の数が少ない。日本のものは、裁判官が3名、裁判員が6名という形で、イタリアに少し近い。ただ、一定の事件については、裁判官1名と裁判員4名という小型のものも可能ということになっている。任期については、アメリカの陪審員は事件ごとに陪審員が選ばれる。イタリア、ドイツは、期間で定めた任期制を採っているようである。日本の場合は、裁判員が1件の事件ごとに選ばれるもので、どちらかという、アメリカの陪審員型に近いと思われる。このような欧米等の制度を参考にしながら議論が進み、現在の形になった。

裁判員による裁判の対象事件について（パンフレットの4ページ）。死刑、無期が法定刑にある事件、罪であり、それと、法律で合議で裁判をすることが定められた事件のうちの、故意の犯罪で被害者を死亡させた罪が定められている事件について、裁判員による裁判をすることになっている。その代表的な例というのが、例えば強盗致死傷、殺人、放火、強姦致死傷、傷害致死、強制わいせつ致死傷、強盗強姦などであり、非常に重い罪の事件が多くなっている。そこに出ている3,089件という数字は、平成15年の全国の刑事事件のうち、もし裁判員制度になったら何件が対象となるか、というのを計算したものであ

り、これによれば、3,000件ちょっとの対象事件があるということになり、その内容としては、表の上の方にある大きな事件が圧倒的に多い。

この点を若干補足する。地方裁判所だけで昨年1年で約11万件余りの刑事事件を処理している（配布資料3-1）。ただし、1人で何件もやっている場合はそれぞれ1件とカウントされるので、これを実人員にすると、約8万人の事件があり、そのうちの3,089件が裁判員対象の事件ということになる。参考までに、その約11万件、実人員にして8万人の事件の、この3年間の平均審理期間は3.2カ月、平均開廷回数が2.7回であり、比較的早い期間、早い回数で終結していると思う。

ところで、配布資料3-1-3の折れ線グラフを見ていただきたい。平成3,4年ぐらいから、右にずっとグラフが上がっており、これは、全国的に、刑事裁判事件がこれだけ増えているということを示している。ボトム期の平成4年ごろに比べると、平成15年には、処理した件数は約1.8倍に増えている。また、3-2は、東京の数字を全国の数字と対比して表示したものであるが、東京は、平成15年は1年間に大体1万7,000件余り処理しており、その平均審理期間が約2.8カ月、平均開廷回数2.3回である。これは全国よりも短い期間で平均で言えば処理されていることになるが、東京の場合は全国の傾向にさらにバイアスがかかっている形で事件がふえている。一番少なかった平成2,3年ごろに比べると、15年まで、ずっと右肩上がりで事件が増えている。処理した事件の一番少なかったのが平成3年で、6,600件ぐらいであったのが、平成15年には1万7,000件になっていて、約2.6倍に事件が増えている。そういう中で裁判員制度をやっていかねばいけないということを知っていただきたい。

裁判員対象事件の内容について（配布資料7-1-1,7-1-2）。平成15年の全国の3,000件余りの事件の平均審理期間が約8カ月、開廷回数が約5.7となっていることから、やはり、裁判員対象事件は重い事件であり、審理に時間がかかっているということがお分かりいただけると思う。そして、東京でも同じような傾向がある。例えば、平成15年の裁判員対象事件をピックアップすると、強盗致傷だけで145件、その他、殺人70件、強姦致死傷が33件、傷害致死が35件というようになりかなり重い事件がたくさん係属している。平均審理期間も約8.4カ月、平均開廷回数6.9回になっている。こういう事件を裁判員事件でやらなければならないということになる。

参考までに、東京と全国の他の地域の裁判員制度対象事件を比べる（配布資料7-4）と、東京はやはり全国で一番大きい数字で375件で、次は大阪の346件、次いで、横浜、千葉、名古屋、福岡という順になる。やはり大都市に大きな事件が多くあったということになる。

手続的な内容の概略について（パンフレットの5~6ページ、配布資料4,5）。裁判員選任の手続は、すべてクジ引きでやるということが特徴だと思われる。全部合わせると3回クジ引きをすることになるのではないか。

まず毎年、地方公共団体の選挙管理委員会で管理している選挙人名簿の中から、裁判所、地域ごとに、地方裁判所ごとに、裁判員候補者名簿の対象者となる数を抽選で選ぶ。つまり、まず、候補者名簿を作成するために抽選をする。

そして、その中から、事件ごとに、呼び出す候補者を抽選で選ぶ。このときに、1件について何人呼び出すかということについては、検討中である。何人出てきてくれるかとか、どのくらい裁判員として必要で、補充員が何人ぐらい必要かというようなことによって変わってくると思われるが、パンフレットによれば、10ページに「候補者として呼ばれる可能性はどのくらいなんですか」というクエスチョンに対して、アンサーで、「1件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると～」と書いてあり、随分大きな数が出ている。6人の裁判員を最低限選ばなければならないが、その6人を選ぶまでに、辞退する人もいるかもしれない、出てこない人もいるかもしれない、欠格事由に当たる人がいるかもしれない。その他、検察官と弁護人が各4人ずつ、理由なしに除外する権限を持っている。それらの分をプラスする。さらに、補充の裁判員を何人か、欠席等のために予備として選んでおかなければいけないので、その数が1名あるいは2名に増えれば、その分必要になってくる。そうすると、また辞退する数も増えるから、そのようなことを考えると、最低18人ぐらいは絶対に必要な数であると思われ、様々な可能性を考えると、50人という数もそんなに突飛な数ではない。

このような手続を経て、実際の裁判員を選定するには、1件ごとに裁判官の方で、呼び出した人に対して質問をしながら決めていくという手続をする。これが、実際に模擬裁判でやってみても、なかなか手間がかかる仕事である。模擬法廷で、「どこで待機するのか」という質問も出されたが、そういう場所等もこれから検討していかねばならない問題である。

裁判員の職務内容について。細かくは法律に出ているが、大ざっぱに言うと配布資料5-1のとおりであり、裁判官と同様、事実認定から量刑まで、全部に関与する。ただし、特殊な法律的な解釈に絡むところは裁判官だけである場面もあるが、ほぼ一緒に同様の権限で臨むということになる。もちろん、質問権も持っている。裁判員になるときの資格に

ついて（パンフレットの7, 8ページ）。まず、もともとの欠格理由。例えば禁固以上の刑に処せられた人などは、最初から除かれることになる。それから、職業によって、司法関係者、そのほか一定の職務専念義務を持っている方等について、就職禁止事由ということで省かれることがある。3番目に、事件に関連する不適格事由がある。これは、事件に関する被告人や被害者と非常に親しい近い人、親族、同居人等、あるいは事前にいろいろな手続に関与した人等は不適格ということになる。そのほか、裁判所が質問等をする過程で、不公平な裁判をする恐れがあると認めた人も、事件から除外されることになる。

また、辞退についても、法律で一応定めがあり、例えば70歳以上の方、それから学生、いろいろな事情で、特に重い疾病などで裁判所に出頭することが困難な人とか、要介護の方がいて、その同居の親族の介護をどうしてもする必要があるという場合などは、辞退が可能である。不確定な部分として、「その他政令で定めるやむを得ない事由」というのがあり、ここにどんなことが定められるか、まだはっきりしない。そういう除外理由、辞退の理由等について、除外を認めるか、辞退を認めるかどうかということも、選任手続の重要な場面になってくると思う。

これからのスケジュールについて（配布資料8）。平成21年までにあと4年数カ月あるが、実は時間があまりない。まず、裁判員関係の法令の整備については、これは、立法サイドでやることであるが、第一に、刑事訴訟規則の改正である。裁判員制度になることの導入に絡めて、事前手続を充実させる、より充実して、争点をはっきりして事件に臨むという手続の実施のための規則を作るということになっている。法律は来年の秋には施行予定であるので、この刑事訴訟規則の改正手続を作業中ということである。それから、その後、裁判員裁判自体の実施のための規則制定をしなければならない。これは、平成18年から始まることになっている。もちろん、裁判員制度が施行される前に完成していなければならない。これは立法当局の方で検討することになっている。

我々、地方裁判所がどんなことをしなければならないかということについては、配布資料8の「活動のイメージ」のところに挙げられている。実際に、東京地方裁判所でやっていることとしては、裁判員制度関係委員会という、裁判官と、書記官などの一般職を含めた検討委員会を立ち上げ、さらにその委員会を4つに分割して小委員会を作り、検討を始めている。

小委員会は次のような内容である。まず裁判の手続関係。裁判員裁判と今までの裁判で、法律そのものはそれほど違わないとしても、やはり素人の方が裁判に入るときに、今までと同じやり方ではとてもやっていけないので、その運用をいろいろ変えていかなければいけない。どんなことを変えていかなければならないかという検討のために、事前手続を充実するという方向の事前手続の検討小委員会、公判そのもの手続の検討委員会の2つの委員会。それから、今のものをソフトとすれば、ハードに当たるものとして、人員・施設・選任手続小委員会。さらに、広報・模擬裁判・研修小委員会。実務の場面における実際の運用を、今の時期からきちんと検討しておかないと、平成21年からスムーズに立ち上げられることはできないから、これから地道に検討を進めていくつもりである。

広報について（配布資料9）。最高裁のホームページに裁判員制度の紹介・説明のコーナーを設置したり、パンフレット、リーフレット類を作って配付したり、ポスターを作って掲示を依頼したりしている。今日お配りしたパンフレットは、これは法曹三者で協同して作ったものであるが、裁判所独自でもポスターやリーフレット等を作成しており、これを各市町村、東京都内の市区町村、地方公共団体を職員が回って配っているのが第1弾で、いろいろな形でこれからやっていかなければいけないと思っている。それから、今日、席上で配布させていただいた「司法の窓」という冊子は、最高裁が定期的に年に何回か出しているもので、これは裁判員制度の特集号である。基本的なところの説明などが出て、本当に簡単な説明が出ているので、こういうものも使って広報をしていきたいと思っている。そのほか、最高裁、日弁連、法務省、検察、最高検というような全国レベルの検討の広報連絡会もでき上がっているそうである。また、高等裁判所レベルでの、高裁管内の三者の広報関係の連絡会もでき上がっている。そういう形で重層的に広報をどうしていくかということもこれから検討しなければいけない。むしろ皆さん方の御感想や御意見を聞かせていただき、参考にさせていただきながら、広報や手続きの内容の検討を充実させていきたい。

説明は以上である。

- ：保護司の仕事においても、対象者が近隣の場合や、あまりによく知っている場合はお断わりしたり、他の人に回してもらったりすることがあるが、例えば、保護司として受け持っている対象者が裁判員制度対象事件の被告人となって、その裁判員候補として自分が当たった場合はどうなるのか。
- ：法に不適格事由の定めがある。そのまま適用されるものはないが、例えば親族、補佐人等は当然不適格となるので、かなり被告人との関係が近いということになると、質問の中でそういうことが分かってくる、本人が辞退したいと言われたときに、不適格の候補者の1人になるかもしれない。不公平な裁判をする恐れがあると認められるか、どうかというこ

とになると思う。そういう関係であっても、全然違った立場でできるか。あるいは、やはりそれまでの過程で、「かなり入れ込んでいるな」と判断された場合には遠慮していただくということも、その裁判官の判断として出てくることがあろう。

- ：質問票があったり、裁判長から質問が出されたりして、そのやり取りを、検察官や弁護人も聞いていて、検察官や弁護人も意見を言った上で適当か適当でないかが決められる手続きもあるので、個別のケースでいろいろ違うのではないかと一概にだめだとかというものではないと思う。

ただ、双方の意見で、ちょっとこれは無理かな、ということはある。あるいは、説明にあったとおり、検察・弁護双方が4人枠で理由なしにやめてもらえる制度にもなっているので、もしかしたら、訴訟の当事者の方から、やめてもらおうかということになる可能性は結構あるかもしれない。

- ：この裁判員制度については、法曹三者でとにかく協力して成功させようという体制になっている。このパンフレットも「法曹三者の連名」で作ったものであるが、こういうことは初めてのことである。弁護士会も、裁判員制度実施本部というのを今度作り、私はその事務局長ということになったが、広報、研修、あるいは制度をどうしていくかとか、仕組みをどうしていくかということも、今、三者で話し合いがずっと進められている。今後は、もっと皆さんの声をいろいろな所で聞きながら、進めていった方がいいのではないかと個人的には思っている。

- ：配布資料11を見ると、「裁判員制度に対する意識」というところで、「反対」とか、「どちらかといえば反対」等、裁判員になること自体にどちらかという消極的な意見が随分多いが、国民に理解を求めていく方法については、どのように考えているのか。

- ：この法案ができてからまだ4カ月ぐらいで、制度の細目はまだ決まっておらず、日弁連と検察庁と裁判所で共同して、模擬的にいろいろ裁判をやってみて、暗中模索をしながら、個々の問題点を洗い出しているというのが現状である。したがって、正直なところ、広報活動にまだ至っていないところである。ただ、このようなせつかくの機会であるから、いろいろな分野の方々から、特にマスコミ関係の方々からは、いろいろなアイデアをいただきたいというのが我々の本音である。

- ：やはり国民はかなり不安を持っているのだらうと思う。手続的なこともさることながら、今の裁判のイメージがかなり強くあるので、いざ、当たった場合に、あの専門用語の羅列についていけるのか、それを聞いて自分できちんと判断できるのかと。また、極力短い期間で、と言われるが、では一体何カ月、週に何回拘束されるのか、そういうことの部分がある程度見えてこない、なかなか不安が解消されないのではないかなという気がする。

私自身、これに当たったら大変だなということを感じており、「こういった形で裁判が行われ、分かりにくい用語もこういった具合にかみ砕いて審理が行われます。」といった部分が見えてくれば、それなら大丈夫かな、という人たちがかなり出てくるのではないかなと思う。

- ：全く言われるとおりであり、弁護士会も取組みを始めている。まず模擬裁判などをやってみて、その中で、そもそもの言葉からして全然分からないのではないかなといった意見があり、そのために、プロジェクトチームを作って、用語、使い方から、検討を始めた。意見も求めているところである。

それから、説明にもあった、公判前に整理をする手続についても検討している。この手続きは、準備を、まず相当程度、最初に詰めておくものである。なるべく証拠を絞って、法廷で分かりやすい証人尋問をする、という工夫をすることになっている。

- ：説明によれば、裁判員制度の対象事件の平均審理期間は8カ月ということになる。したがって、もしそのままの審理の方式を前提とすると、8カ月間拘束されることになるが、そんなことはとても考えられないから、審理の方法とか期間をよく考えないとやっていけないのではないかな。

- ：普通の方が裁判員になって、何日ぐらいつき合ってもらえるかというところは知りたいところである。常識的なところでなければとても拘束できないと思うので、当然、連日開廷ということになると思うし、法律もそれを期待している。

ただ、それだけでなく、話にも出たが、もっと大事なところだけ絞った裁判で、分かりやすい裁判というのを、いろいろな形で工夫していかなければいけないと思う。今、その工夫を始めかけたところであり、今までのノウハウは思い切って捨てて、分かりやすい裁判ということについての研究を始めている。早くできる方法とか、どのくらいならつき合っていたらいいかという御意見なども伺っていききたい。

- ：現在の普通の裁判は大体、例えば月に1回とか2回といった開廷のペースの上で何か月もかかっているということであり、法廷そのものは、平均的に言うと2回や3回で終わる事件がとて多く、少し込み入っていて6回、7回である。大きな事件になるとやはり10回、20回ということがあるかもしれない、そのときにどうするかということはおそらくと頭が痛い、普通の事件だと、2~4回ぐらいで終わるかなと考えている。

そうすると、例えば、ある週の、朝から夕方まで3日連続がいいのか、あるいは、2回、

次の週に2回とかいうのがいいのか。短く終わる事件だったら、なるべく続けてやった方がいいだろう。しかし、例えば、10回や20回かかるというような事件もどうしても出てくる。そういう場合には、逆に、それこそ2週間、毎日ぶっ続け、などということが果たしていいのか、それとも、そういう場合には週に2、3回やって、それで4週間ぐらいというのがいいのかとか、その辺の感想をぜひお聞かせいただきたい。

- ：検察庁も、いろいろな観点で検討しているが、例えば、分かりやすい公判をどのように行うかというも検討しているが、先般ある事件では、パワーポイントを使って冒頭陳述を行った。傍聴された方には非常に好評だったようである。こういったたことを積み重ねていて、どういう方策がとれるのかということ検討している。
- ：公判の日程というのは、どれぐらい前に分かるのか。忙しい人が多い中、直前にいきなり「来てください」と言われても、仕事の関係でなかなか難しい場合もある。それを理由に辞退することは、一応できないということになっているが、やはりあらかじめ分かっていたら、手配しておくこともできる。
- ：お話のとおり、急に「明日から」と言われて、そんなに自由が利く人はほとんどいないと思われる。ただ、弁護士、検察官、裁判官で事前の手续をして、どのくらい証人が調べられるか、どのくらい期日が要るかというのを決めてから、何日に始めますということと、どのくらい必要かということはある程度はお知らせできると思うが、1カ月前等にお知らせするといったことはとても無理、というか、逆に言うと、被告人が勾留されている場合はなるべく早く始めなければならないから、その兼ね合いがあって、割合に近い期日で来てくださいということにならざるをえない。
年に一度、候補者になっていることは事前に知らされる。東京の場合は何百人か何千人かが候補者になる。実際に呼び出す前にもう1回、来てくださいということになるので、そこがどのくらい前の時期になるのかという点はこれからの問題である。なるべく早く知らせなければ申し訳ないと思うが、一方、やはり決まったら、早く来ていただいて早く始めたいということもある。法廷がどのくらい使えるかといった問題もある。
このような点は、諸外国で陪審員の人を選ぶ手続におけるのと全く同じ問題であるので、どのくらい前に呼び出して、どのくらい待っていただいているか、それらをスムーズに行うにはどうしたらいいか、といったことを、この秋、各国へ調査に行くところである。
- ：年間350件ぐらいあるとすると、単純に考えて、毎日1件ではなくて毎日複数件について呼び出すことになるので、相当な数の人に毎日来ていただいて、入れかわりをしながらすることになると思う。そのような手続を、うまく法廷を動かしながらやるとなると、頭が痛くなりそうである。
- ：クジはどこでどういう形で、だれがやってくれることになるか。
- ：実際、どういうものになるのかはこれからのことであるが、最初の段階では、地方自治体の選挙管理委員会が管理している名簿があって、選挙管理委員会に、その中から、候補者対象者を1年間に何人分選んでくださいとお願いする。
- ▲：検察審査会の審査員候補者の選任手続きにおいては、選挙管理委員会では、裁判所で傍聴券を配るときのコンピューター抽選のようなシステムを導入してコンピューターでやっているところと、手作業でやっているところとある。手作業というのはどういう作業かは、はっきり聞いていない。順次コンピューター化していくというような話も聞いている。
ちなみに、検察審査会における抽選は、先日、「ニュース23」で紹介されたが、年末の福引と大体同じような方法でやっている。
- ：何十人か呼んで、その呼んだ人たちに質問していく順番もクジで決めるのか。
- ：要するに、最低6人を選ぶ必要があり、双方4人ずつは理由なくはずすことができるから、それが全部行使されると、+8は必要になる。だから、最低、6+8で14、+補充員、これだけの人数が最低いなければならない、さらに、ちょっと適当でない人とか、欠格事由とか、就労禁止の人がいるとして、その分を余分に呼ぶ必要がある。そこから、選んでいって、もう大体これで必要だなという人数まで行ったら、それ以外の人は、呼ばれて、それで終わってしまうのだろうか。
- ：規則でそういうことをこれから決めることになるかもしれないが、呼び出した順番で質問して、そろったらお終い、ということではないと思う。全員について、質問を一通りやって、そこからまた抽選で6人を選ぶことになるのではないか。
- ：そうではない想定もあるらしい。
- ：選定手続のところは必ずしも明確でないが、最後の選任手続きの質問順をクジ引きで行い、その順番で抽選したことになることとみなせばよいかもしれない。いずれにしても恣意的にならないような方式にしなければいけない。
- ：なぜ私が選ばれたのか、あるいはなぜ選ばれないのかとか、腑に落ちない方が出るのではないかと、ちょっと心配である。
- ：そして、そういう場合でも1日かかってしまう。
- ：できれば、1日かからないように、例えば午前中ぐらいで済ませるようにしたいと思っている。

- ：呼び出されて出かけても、裁判員になれず、無駄足になる可能性があるわけだが、この作業をある程度、文書などでできないものだろうか。拘束の時間はやはりできるだけ短い方がいい。
- ：その事件特有の、いろいろ何か始めに聞いておきたいようなことがあるときに、裁判所は、質問票というのを作り、呼び出す人に送付することができる。それを集めておいて、見た上でポイントだけ質問するとかは可能であろうし、実際、使うことになると思う。ただ、来てもらわないで書類だけで済ますというのは難しい。
 もっとも、これからの話であるが、例えば、私は前科がありますとかということと言われたら、それは調べれば分かるから、来ていただかなくて結構ですとか、今は学生ですから学生証を事前にいただければそれでいいというようなこともあると思う。だから、いろいろな運用があると思うので、始めから可能性のない人は来ていただかないということも可能になると思う。
- ：今、想定しているのは、出頭してきた人たちに質問票をその場で書かせるというものであるが、先ほどの委員の話は、そもそも呼出しをかけるときに、あらかじめ質問票も入れておいて書いてもらう、あるいは、出てこない人も送ってもらえばいいのではないかと、いうことであろう。出てきたい人についても、事前に質問しておくことによって、後でまた新たな質問ができるということがあるかもしれない。
- ：出てきた人に、アンケートみたいな形は当然やるであろうし、前もってでもやれるのではないかと。
- ：一応、法律は、前もってできるような書きぶりにはなっている。
- ：パンフレットの「Q7」で、8ページ目のところに、「過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人」というのと、5番目に、「過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人」というのは辞退できるということになっているが、抽選のプログラミングのシステムを改善すれば、この人たちが最初から当たらないようにできるはずである。
- ：この規定については、辞退したい人は辞退できるというものであり、やりたい人はできる。何回でもやりますという方もいるし、70歳以上の方でも、やりたいという人も何人もいると思う。だから、最初から外す必要はないということである。
- ：事前に書面を送って、辞退できる人で辞退したい人は理由を書いて送り返せばもう行かなくて済むということはあるかもしれない。しかし、初めから外すというようなことはない。
 なお、辞退によって偏っていくようなことも考えられる。例えば、アメリカのケース。陪審事件はかなり時間がかかるケースがある。ある層は割と時間がとれる。そうすると、例えば、有名なO. J. シンプソンの事件は、8カ月だったかをほとんど連日の形でやったが、そういう大きな事件に当たってしまうと、誰しもやりたくない、もう無理だ、みたいなところがあるから、できる人が結果として限られていって、偏ってしまったりということもあって、それをどうするかというのが今、アメリカでもちょっと問題になっているらしい。そういう意味ではなかなか選び方というのは難しい。
- ：事件の内容を見ると、対象事件に性犯罪がかなり入っており、例えば、その被害者が行ってみたら、その裁判員の中に知っているような人がいたとか、また時によっては、何かおかしい、ちょっとこの人の前では証言できないとかということもあるのではないかと。そのときには、この裁判員は避けてくださいと言うことができるのだろうか。
 パンフレットの9ページの「Q10」を見ると、「裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件は、裁判員が加わらず」と書いてあるが、こういうことをどこに、どのように言っていけばいいのか。検察官に言っていくのか、それとも裁判官に言うのか。
- ：検察官は、無条件で4人は忌避できるのだから、被害者が、この裁判員の候補者は、自分が知っている者だということがあれば、担当の検察官に一言言えば、それで無条件で忌避にできるのではないかと。
- ：しっかりとした忌避の理由があればそういうことになろう。しかし、漠然とした場合はどうなのか。
- ：整理しておくとして、この「Q10」の「裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件は」のところは、例えば過激派とかテロ団体とかそういう事件で、そこに裁判員が出ること自体非常に危険、あるいは将来危害を加えられるような事件は、一定の事件について、初めから裁判員裁判にしないという、ごく例外的な手続を想定しているものである。
 今、御質問のケースは、一般の性犯罪の被害者が、裁判員と知合いとか、そういうようなときにどうなるかということだろうか。始まる前に分かっていたら、今、委員が言われたように、検察官に入った情報で、裁判員がその被害者と何らかの知合いであろうというときには排除する。裁判が始まってしまったとき、つまり、被害者を証人で呼んで、それで、たまたまそこに誰か知っている人が裁判員にいたというときには、なかなか難しい場面になると思うが、1つは、今も使っているビデオリンクとかはここでも使えると思う。しかし、裁判員に対して、引っ込んでくれというのは、手続的にはなかなか難しい。
- ：選任のやり直しはできるのだろうか。

- : 公平な裁判を期待できないということになれば、事情によっては、途中で一種の欠格事由のときに、裁判員の解任ということもある。これ以上、この人が裁判をするのは、この事件の被害者などとの関係で問題があると思った場合、そういう手続、解任ということもあるかもしれない。ただ、お願いして裁判員になっていただいているのだから、「あなたは不相当で、不公平になるような恐れがある」といって辞めてくださいというのも、なかなか難しい部分がある。
- : 事件の最初に裁判員候補者が集められるときは、事件の内容をある程度示した形での呼出しなのか、具体的な事件名みたいな形での呼出しなのか。
- : 呼出しの葉書にどう書くかというところまで検討されていないと思うが、事件の罪名、つまり、何々事件について選任手続をするので何月何日に出頭してくださいというような情報は入れるのではないか。ただ、被告人の名前とかまではどうか。
- : その時点では、裁判員の候補として出てきた方も、自分に関係がある事件かどうかというのは、全く分からないわけか。
- : 分からないであろう。ただ、事前のアンケート又は質問のときに、この事件の関係者と関係ありますかとかいった質問条項が入るから、そのときに情報が取れれば、排除をする、辞退してもらうということは可能かと思う。そのアンケートなり質問のやり方が非常に大事だと思う。
呼び出した方には、当然、このような事件だというある程度の説明をすることになっている。その上でいろいろ質問をする。
- : 自分の意見は2つある。1つめは全体論。国民の司法参加というが、制度ができたから必ず浸透するものとは思わない。そういうような意味で、大事なのは、パンフレットにもある「身近で、速くて、頼りがいのある」という言葉を肝に銘じて、司法界も国民もやっていかなければならないということだと思う。身近で、用語の問題なども含めて、分かりやすいものにし、必要な範囲で短くして。そして、やはり司法というものが国民生活にとって「頼りがいがある」ということが、国民が司法制度に参加するということにつながる一番の道だと思う。そのような意味で、司法界の方が、国民の生活感覚といったものにより理解を持っていただきたい。どの世界でも、その世界に入るとどうしてもその中に固まる傾向があるので、司法界にしても、いわゆる普通の国民感情のようなものを持っていただきたい。
2番目は個別の問題で、これから試行錯誤されていくものであると思うが、いわゆる事実認定の問題。事実認定について、裁判官はプロとしての判断能力をもっているであろう。一方、今度、裁判員に参加する方というのはいわゆる普通の社会人、あるいは学生ということになるが、そうした方々も、事実に対する判断能力はあると思う。ただ、司法の世界にいる方は、法律とか判例とかそういうものに基づいてすることが多いのであろうが、それに対して、一般社会人の場合は社会的な常識に基づくことになる。事実認定がそこでどのように違いが出てくるのかということがポイントになってくるのではないか。ただ、この社会的な常識が、要するに正義感とか倫理観とかが、国民レベルでずいぶん落ちているという問題はある。
- : これは一番大事なポイントだと思うが、ラフな言い方をすると、アメリカの陪審員裁判は、むしろ、その場面を全部陪審員に委ねてしまう。裁判官は口を出さないというぐらいにお任せという制度をとっていると思う。
日本で今、考えている制度は、そういう一般の方が持つておられる、法律のことを捨象した、事実の見方のところを出していただいて、それをもとに、一緒に裁判官も事実を見る、そこで意見交換した上で、もう一度、法律的な枠の中で事実を伺う、というものである。そこは、生の事実であるから、それほど食い違わないというか、議論がかみ合わないことはないと思う。
ただ、今も言われたように、判例はどうなっているとか、法律解釈はどうかということになると裁判官の方が知識があるから、それは、我々としては後で提供するという形にすべきだと思っているし、それは参考に思ってもらった方がいいと思っている。あくまでその事実をどう見るかということが重要で、今度の模擬裁判でも1、2回そういうことがあって、努めてそういう形でやろうとし始めているところである。法律を知らなければ議論はできない、ということではなくて、生の事実をどう見るかというところがまず出てくる。その上で、何罪にあたるかということは法律的な判例とかがあるから、後で当てはめる。何とかなるのではないかなど、そんなにそこで食い違わないのではないかと私は比較的樂觀している。ただ、何回も繰り返していかなければならないのが難しいところである。
- : それほど事実認定は変わらないと思う。我々が、裁判官の経験から言う言葉に、「裁判官は事実認定は一般の人と変わらない。事実認定はプロではない。」ということがある。事実認定の専門家ではない。法律解釈や訴訟手続は、そういうことを超えていった先の話。たくさん事件を扱っているから、経験測的に、これだったら大体こうなるというのは時に分かる場合があるが、本当の意味ではプロではない。社会人、一般の人だってみんないろいろ経験測を持っていて、常識的にこうだという判断は、民事・刑事を問わず、裁判官

の場合とほとんど変わらないと思う。

(5) 次回以降のテーマと期日について（意見交換）

今回は、引き続き「裁判員制度」をテーマとすることとし、1時間程度、刑事公判期日の傍聴を行い、その後に傍聴の感想を含めて、意見交換の続行を行うこと、次回の日時については、12月1日とすることについて了承された。

(6) 閉会の言葉

以上